

西条市共催、後援等に関する取扱要領

平成16年11月1日

改正 平成27年12月8日

改正 平成28年4月13日

改正 令和2年4月1日

改正 令和2年10月15日

(趣旨)

第1条 この要領は、まちづくり、教育、スポーツ、文化、産業等の振興及び発展のために行われる各種の事業に対し市が、共催、後援又は協賛(以下「共催等」という。)をすることにより、当該事業を奨励し、又は助長する場合の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 市が事業を共同して主催することをいう。
- (2) 後援 市が事業の推進を援助することをいう。
- (3) 協賛 市が事業の趣旨に賛同することをいう。

(対象事業)

第3条 市が共催又は後援を行う事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、協賛については、この限りでない。

- (1) 国及び地方公共団体の行政機関が主催し、又は後援する事業
 - (2) 社会教育関係団体、学校教育関係団体又はスポーツ協会等スポーツ関係団体若しくはこれに準ずる団体が主催し、又は後援する事業
 - (3) 報道機関等公共性のある団体が主催し、又は後援する事業
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市が特に適当と認める団体が主催し、又は後援する事業
- 2 報道機関、企業その他の団体が行うスポーツの振興及び社会に奉仕し、又は貢献する事業の場合は、その都度協議の上決定するものとする。

(共催等を行わない事業)

第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する事業に対しては、共催等を行わない。

- (1) 政治的若しくは宗教的目的をもつ事業又は内容が政治的若しくは宗教的目

的に利用されるおそれがあると認められる事業

- (2) 専ら営利又は売名を目的と認められる事業
- (3) 共催等を行うことによって、第三者に直接的若しくは間接的に重大な利害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市が共催等を行うことが不相当と認める事業
(共催等の判断区分)

第5条 市が共催等を行う場合の判断基準は、次の区分により行うものとする。

- (1) 共催 第3条第1項各号における行政機関及び団体が、事業実施の主体者となり、責任の所在が明らかで、かつ、施策として振興策となりうる事業のうち、次のいずれかに該当するもの
 - ア 市が事業に要する経費を負担し、又は分担しているもの
 - イ 市が事業の企画運営に参加しているもの
 - ウ その他市が共催を行うことを相当と認めるもの
- (2) 後援 第3条第1項各号における行政機関及び団体が、事業実施の主体者となり、責任の所在が明らかで、かつ、施策として振興策又は育成策となりうるもの
- (3) 協賛 第3条第1項各号における団体が、事業実施の主体者となり、責任の所在が明らかで、かつ、振興策又は育成策となりうるもの
(補助等)

第6条 市は、共催等を行う事業に対して、次の区分により名義の使用を承認し、若しくはその経費の一部を負担し、若しくは補助し、又は会場使用料の減免を行うことができるものとする。

- (1) 共催 事業に要する経費の負担又は分担、企画運営への参加、会場使用料の減免
- (2) 後援 「西条市」名義の使用又は「西条市」名義の使用及び補助金の交付
- (3) 協賛 趣旨に賛同し、「西条市」名義の使用
(共催等の申請)

第7条 共催等を申請しようとするものは、共催・後援・協賛承認申請書（様式第1号）に開催要項その他の必要書類を添えて、市に提出しなければならない。
(承認等の通知)

第8条 市は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可

否を決定の上、共催・後援・協賛 承認について（様式第2号）により通知する。

（名義使用期間）

第9条 「西条市」名義の使用期間は、承認した日から当該事業終了までとし、長期にわたるものは、6箇月を限度とする。ただし、引き続き申請のある場合又は作品の募集等に相当期間を必要とする等事業の性質上やむを得ない場合は、この限りでない。

（承認の取消し）

第10条 市は、共催等の申請及び実施に関し主催者がこの要領に違反したとき、又は関係法令に違反したときは、共催等の承認を取り消すことができる。

（事業報告）

第11条 事業の主催者は、当該事業完了後速やかに事業実施報告書（様式第3号）を市に提出しなければならない。

（庶務）

第12条 共催等に関する事務は、事業の主催者又は目的に係る事務を所管する課において行うものとする。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月15日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

共催・後援・協賛 承認申請書

年 月 日

西条市長 殿

所在地 _____

団体名 _____

代表者 _____ ㊟

担当者

氏名 _____ 電話 _____

住所〒 _____

次のとおり計画しましたので、_____について承認くださいますようお願い書類を添えて申請します。

事業名称	
実施期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 () 日間
会場	
目的・内容	
主催者	
共催者	
後援者	
過去の後援等の申請	有 (申請年度) 無
その他特記事項	

添付資料：開催要領、収支予算書、団体調査票（別紙）その他内容の把握できる書類

別紙

団 体 調 査 票

年 月 日現在

団 体 名					
設 立 年 月 日					
事 務 所	住所	TEL			
代 表 者	氏名 住所	TEL			
団 体 の 活 動 目 的					
規約又は会則	有 ・ 無 有りの場合はその写しを添付のこと				
全国・県及び他の組織との関連					
役 員 構 成	役職名	氏 名	年 齢	職 業	住 所
会 員 数	名				
現在までの主な活動状況又は事業実施状況					

様式第2号（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

西条市長



共催・後援・協賛 承認について

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり通知
します。

記

事業名称	
通知内容	<input type="checkbox"/> 承認します。 ・ただし、政治的、宗教的及び営利目的その他これに類する行為は、一切認めない。 （その他の事項） ・事業完了後10日以内に、事業実施報告書を提出すること。 <input type="checkbox"/> 承認しない。 理由：
承認期間	
使用名義	
実施会場	
その他	

様式第3号（第11条関係）

事業実施報告書

年 月 日

西条市長 殿

所在地 _____

団体名 _____

代表者 _____ ⑩

担当者

氏名 _____ 電話 _____

住所 〒 _____

年 月 日付けで _____ が承認された事業について、下記のとおり実施しましたので報告します。

記

事業名称	
実施期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 () 日間
会場	
目的・内容	
主催者	
共催者	
後援者	
過去の後援等の申請	有 (申請年度) 無
その他特記事項	

添付資料：当日の資料、収支決算書その他内容の把握できる書類